

【私の意見】 原発はなぜ再稼働ができないのか

令和 7 年 7 月 22 日

作成 シニアネットワーク連絡会員 大野 崇

1. はじめに

2025 年 4 月 30 日に開かれた原子力規制委員会で、北海道電力・泊原発 3 号機の新規制基準適合審査書が実質的に了承された。2013 年 7 月の設置変更許可申請から 12 年近くの時間を審査に要しあまりにも長い。「原発を最大限活用する」との第 7 次エネルギー基本計画の方針とも相容れない。原子力規制委員会が新規制基準へ適合しないと再稼働を認めないとしたためであるが泊 3 号は 2011 年 8 月に定期検査を終えており法(改正原子炉等規制法(炉規法))は、新たな検査制度のもと事業者が自主定期検査を終えれば運転再開を認めており再稼働審査のために原子炉を停止して適合審査(安全審査)をしないといけないとの規定はない。バックフィットとしての新規制基準への適合は必要であるが定期点検後の運転開始と新規制基準適合審査とは並行して行われるべきものである。「この混同」について整理し改善を要望したい。

2. 東日本大震災前の状況

2011.03.11 地震・津波発生前は、民主党政権時の 2010 年に策定された第 3 次エネルギー基本計画に基づき、「発電電力量に占める原発の割合を 2030 年には約 50%まで増加」、「そのためには 14 基以上の原発新增設」を目指していた。大きな理由は地球温暖化対策の必要性であった。東電福島第一原子力発電所事故直前の 2011.2 月時点で日本には 54 基の原子力発電所があり、電源構成の 31.5%を原子力が占めていた。事故時は、36 基が運転中で 18 基が定期検査中であった¹⁾。

3. 事故後すべての原発を停止

日本の原子力発電所は炉規法で、定期検査を終えれば運転再開を認められている。しかし、時の民主党菅直人政権は、事故後の反原発の空気を受け、定期検査後の使用前検査を行わず以下に述べる如く、中部電力に対する運転中の浜岡 4, 5 号の停止要請、事業者に対し新たにストレステストの実施を要求するなどの運転再開を阻止する方針をとり大飯 3, 4 号を除いてすべての原発が停止を余儀なくされた。

- ・浜岡 4, 5 号は、菅総理が中部電力に対し、「浜岡原子力発電所のすべての原子炉の運転を中長期対策が完了するまで停止させる」ことを要請し(2011 年 5 月 6 日)中部電力がこれを受け入れたことから停止した(各々 5 月 13 日、14 日)。
- ・玄海 3, 4 号は定期検査を終え玄海町、佐賀県知事の同意が得られたことから運転再開をしようとしたが菅総理は「ストレステストが終わらないと再稼働は認めない」といって運転再開ができなくなった。ストレステストはヨーロッパの原発で行われていたシビアアクシデント時の裕度を見るシミュレーションで、実施を命令する法律はなく実施の法的根拠はない。事業者は 31 のプラントの第 1 評価報告書(東日本大震災と同じ規模の地震を想定したシミュレーション)を原子力安全・保安院に提出したが大飯 3, 4 号と伊方のみが原子力安全委員会へ送られ、原子力安全委員会はこのうち大飯だけを合格としたが後は放置された。
- ・泊 3 号は、定期検査を終え営業運転を再開した(2011 年 8 月 17 日)。2012 年 3 月 26 日)に次の定検に入り運転再開に向けストレステストを提出したが玄海 3, 4 号と同じく曖昧のまま

放置され結局運転開始ができなくなった。

- ・大飯 3, 4 号機は、2011 年 7 月 22 日に定検停止に入り定検を終え 2012 年 8 月 16 日に運転を再開した。新規制基準が施行される 2013 年 7 月 8 日に運転を停止させるべきかが政治問題化した。菅総理を引き継いだ野田総理は電力不足で関電管内の計画停電が避けられないとして次の定検に入る 9 月まで運転継続を認めた。しかし、9 月以降は新規制基準不適合として運転再開が認められず停止することとなった。

4. 新規制基準適合審査が終わるまで再稼働を認めないことが再稼働遅れの要因となっている
事故を受け国の原子力安全体制が問われ、経済産業省主管の原子力安全・保安院に代わり 2012 年 9 月 19 日に 3 条委員会である原子力規制委員会が発足した。それに伴い炉規法が改正された。主要な改正点は以下である。

○法目的の追加

- ・「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定」
- ・「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」

○重大事故も考慮した安全規制への転換

○最新の知見を既存施設にも反映する規制への転換

- ・既に許可を得た原子力施設に対しても最新の規制基準への適合を義務付ける、「バックフィット」制度を導入

これらの改正点は欧米と一とするもので妥当と考えるが、池田信夫氏の指摘²⁾にもあるごとく既に許可を得た原子力施設に対し新規制基準適合を再稼働条件としたことが再稼働の遅れをもたらす要因となっており問題である。

再稼働を止めている根拠は、2013 年 3 月 19 日の定例規制委員会で決定された「原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針(私案)」と題されたいわゆる「田中私案」である。

バックフィットを求める場合は一定の施行期間を置く必要があるが、私案には「規制の基準の内容が決まってから施行までが短時間である場合は、規制の基準を満たしているかどうかの判断を、事業者が次に施設の運転を開始するまでに行う」とある。意味するところは、実質的に施行期間をゼロとし、新規制基準の施行後に運転を停止して定期検査に入った段階で「不適合」と判断し適合しないので再稼働を認めないとするものであるが、炉規法に新規制基準適合審査のために原子炉の運転を停止しなければならないとする規定はない。許認可手続きと原子炉の運転は並行して行える。

当初の想定のように審査が数カ月で終るなら見守っていればよいが、泊のように審査に 12 年もかかると経済的ダメージが大きいばかりでなく国のエネルギー安全保障にも影響する。

当時は脱原発を志向する民主党が政権を取り、再稼働を認めないとする政治的判断が強く働いていたが、自民政権の安倍総理に代わっても世論の反発を恐れて「原子力規制委員会による安全が確認されたら再稼働する」との言に終始し、法律に従い定期検査終了をもって再稼働を認めることができたが放置された。

5. 運転と新規制基準適合審査は分離すべきである

2025 年 5 月 12 日現在、廃炉 21 基を除く 33 基の既設炉と建設中の 3 基の計 36 基が存在する。内、27 基について設置許可変更を申請済であるが新規制基準をクリアしたのは 15 基にとどまる(含むバブコメ中の泊 3 号)³⁾。その審査期間は平均 34 カ月(最短 13 カ月～最長 141 カ月)と長く、標準処理期間を求める行政手続法が守られているとは言えない。上記で述べた如く、

新規準への適合審査を再稼働条件とする田中私案がその要因と考えるが、池田信夫氏の指摘の如く審査と運転は分離すべきであり、法に従い再稼働を認め、並行して新規制基準の適合審査を行うべきである。田中初代委員長も述べているが、バックフィットは、新知見を反映し安全性を向上させるという性格上今回に限らず今後もありうる。その都度発の運転を止めて適合審査が終わるまで再稼働を認めないとする規制方針は法の遡及適用と相容れない。

新規制基準への適合は必要と考えるが時間をかけて並行して審査をすればよい。池田氏は、田中私案の「規制の基準の内容が決まってから施行までが短時間である場合は、規制の基準を満たしているかどうかの判断を、事業者が次に施設の運転を開始するまでに行う」を削除し、「基準への適合を求めるまでに一定の施行期間を置く」という委員会規則に変えることで国会の同意も必要なく委員会決定でできることを提言している。私も、これに賛同し是非改善を図ることを要望したい。

以上

参考資料：

- 1) 日本の原子力発電所の運転状況(福島事故以降の推移) 2012 年 8 月 24 日現在
原産協会・国際部
- 2) 原発はなぜ再稼働できないのか 池田信夫氏 2022 年 1 月 23 日 アゴラ言論プラットフォーム
- 3) 日本の商業発電炉の運転実績等(福島第一事故後の再稼働・廃止等の状況) 2025 年 5 月 12 日現在原産協会